

求人者、求職者の皆様

取扱職種の範囲等の明示について

事業所名 株式会社シニアジョブ
職業紹介事業所番号：13-ユ-307556

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、以下項目を明示いたします。

●取扱職種の範囲

- ・取扱職種：職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務及び建設業務を除く）
- ・地 域：国内全域

●手数料に関する事項

- ・求職の方から徴収する手数料等はありません。
- ・求人の方から徴収する手数料等については、下記手数料表（消費税を除く）の範囲内において求人者または関係雇用主と合意した金額とし、契約書、覚書等に定めるものとします。

※個々の職業紹介における手数料については、個別の申込書又は契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	・報酬額（成功報酬） 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%（上限）</u>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	・報酬額（成功報酬） 当該求職者の年間賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%（上限）</u> 付加サービス手数料がかかる場合があります。 ＊一般的なご相談については手数料はかかりません。 事前にご確認ください。

※紹介手数料は、地域や職種、採用難易度等により個別に当該求職者の年間賃金により求人者と定めます。紹介時にご確認ください。

（紹介手数料の目安（※一部））

建設施工管理：想定年収×20～30％

建築設計：想定年収×20％

税理士、会計：想定年収×25～30％ 等

※上記手数料に消費税は含まれておりません。別途加算いたします。

・支払い期限

当該求職者の入社日より14日以内 となります。※手数料負担者は求人者とします。

●苦情処理について

当社では、求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、苦情処理の責任者が職業安定機関と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理いたします。

苦情申出先：株式会社シニアジョブ 連絡先：03-6908-9822

●個人情報の取扱い

当該情報の本人から本人の個人情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正をいたします。

●返金制度について

当社は、紹介により就職した求職者の方が、短期期間内に求職者の方の都合により退職した場合、下記の通り成功報酬を返戻する制度を設けております。

なお、求人者との契約において下記と異なる取り決めを行う場合があります。

※返金制度の適用、期間、率などについては、個々申込書又は契約書でご確認ください。

（返金制度 ※目安）

就業開始後30日未満での自己都合退職：100％払い戻し

就業開始後90日未満での自己都合退職：50％払い戻し

以降 返金なし

その他ご不明な点がございましたらお問い合わせください。